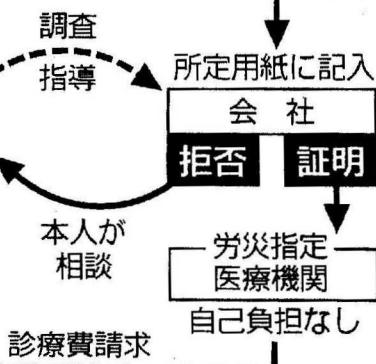


本米は労災保険が適用されるべき事故が大量に健康保険扱いにされていて「労災隠し」などの問題を毎日新聞が報道して以来、読者から連日、多くの情報提供や質問が寄せられている。「仕事中にけがをしたのはどうして補償されないので」といった訴えは、職種や年代を超えて多い。労災でよくあるケースを中心に「Q&A」で解説する。

Q 仕事中の事故でけがをしました。労災として認められ、治療費や休業の補償を受けるにはどのような手続きが必要ですか。

A 医師の診察時に労災用の所定の用紙を会社でもらって、会社の証明と本人の署名を書いて病院に出します。こうすると、自己負担

の所定の用紙を会社でもらって、会社の拒否と証明のどちらかを選択します。こうすることで、自己負担



【大島秀利】

労災保険適用Q&A

申請用紙・会社証明もとに

つた人がどうすればいいか、誤解しやすい部分やよくあるケースを中心に「Q&A」で解説する。



仕事中のけが、自己負担なし

Q 労災申請の書類作成や証明に会社の協力が得られないのですが、どうすればよいでしょうか。

A 最寄りの労基署に相談してください。労基署がアドバイスしたり、会社を調査、指導するはずです。

Q 労災保険の制度を知らないで、労災への切替えはできますか。

A 初から労災申請する時と同様に所定の用紙を病院に提出すれば過去の自己負担

なしで済みます。用紙がない場合は、労働基準監督署に常備されています。

治療のための用紙は「療養の給付請求書」、休業時の賃金補償の用紙は「休業補

で、労基署にも相談を。今までの分の治療費や、休業補償が支払われます。場合によって手続きや時効が違います。

今日までの分の治療費や、休業補償が支払われます。

Q 私の会社は零細企業で、労災保険に入っていないから、労災は使えない」と言われましたが。

A 労災保険は事業を開始したら、自動的に保険関係が成立する強制保険です。

会社が加入手続をしていない限り問題ありません。わざと事故を起こさない限り問題ありません。

Q 仕事中のけがをして入院していたところ、社長から「働けないので辞めても

A 「全国労働安全衛生セミナー連絡会議」に所属する団体が全国にあります。

連絡先是大阪06-6943-1527、中国地方08

2-2264-4110、四国0897-34-0900などです。以上の団体に連絡すれば、最寄りの相談窓口を紹介してもらいます。

過去の負担分も戻る

会社未加入でもOK

毎月の賃金25万円の人が仕事中のけがをして、治療費に100万円かかり、4ヶ月仕事を休んだ場合、健康保険の扱いにすると、治療費の2割に当たる20万円は本人負担だが、労災が適用されると本人負担はゼロだ。休業に対しては健康保険では平均賃金の60%に当たる約60万円が支払われるが、労災保険では80万円が支払われる。

また、休業期間が1年半を超えた分は、健康保険では一切支払われないが、労災保険ではそれ以降の分も支払われ、後遺症(障害)が残ると、労災では年金または一時金が出る。

後遺症に年金や一時金

基署で申請手続きをしてください。そうした会社は労災事故が起きると、未加入が発覚することになり、2年間にさかのぼって保険料を徴収されます。

Q 仕事中、私の不注意でけがをしてしまいました。

A 労災であれば、入院な

ど休業中とその後の30日間は解雇が法律で禁止されています。従わないと社長は刑罰を受けます。その期間を過ぎても理由のない解雇

労災に関するご意見、情報をお寄せください。手紙(〒530-18251 住所不要)かファックス(06-6346-8200)、Eメール(o.tokuho@mbx.mainichi.co.jp)で、毎日新聞特別報道部へ。